

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する料金規程

法第30条又は第36条に基づく認定に係る技術的審査料金

建物種別	申請種別	面積区分(m2)	審査種別(円)		建築確認との併願申請の場合	
			性能基準等※1	モデル建物法	性能基準等※1	モデル建物法
一戸建ての住宅	建物全体	200m2以下	36,000	－	34,000	－
		200m2超 ～ 500m2以下	38,000	－	35,000	－
		500m2超	見積もりとする	－	見積もりとする	－
併用住宅	住戸部分	一戸建て住宅に準じる				
	非住宅部分	非住宅建築物に準じる				
	建物全体	(一戸建て住宅＋非住宅建築物)×0.9				
共同住宅等	住戸部分	1戸	34,000	－	31,000	－
		2戸以上 ～ 5戸以下	68,000	－	65,000	－
		5戸超え ～ 10戸以下	100,000	－	97,000	－
		10戸超え ～ 20戸以下	131,000	－	125,000	－
		20戸超え ～ 30戸以下	150,000	－	144,000	－
		30戸超え ～ 40戸以下	168,000	－	163,000	－
		40戸超え ～ 50戸以下	188,000	－	182,000	－
		50戸超え ～ 60戸以下	207,000	－	190,000	－
		60戸超え ～ 70戸以下	227,000	－	209,000	－
		70戸超え ～ 80戸以下	246,000	－	229,000	－
		80戸超え ～ 90戸以下	265,000	－	248,000	－
		90戸超え ～ 100戸以下	284,000	－	268,000	－
		100戸超え ～ 110戸以下	304,000	－	287,000	－
		110戸超え ～ 120戸以下	324,000	－	306,000	－
		120戸超え ～ 130戸以下	343,000	－	326,000	－
		130戸超え ～ 140戸以下	363,000	－	345,000	－
		140戸超え ～ 150戸以下	381,000	－	365,000	－
		150戸超え ～ 160戸以下	396,000	－	372,000	－
		160戸超え ～ 170戸以下	410,000	－	388,000	－
		170戸超え ～ 180戸以下	425,000	－	402,000	－
		180戸超え ～ 190戸以下	439,000	－	415,000	－
		190戸超え ～ 200戸以下	453,000	－	431,000	－
		200戸超え	見積もりとする	－	見積もりとする	－
複合建築物	共用部分	非住宅建築物に準じる				
	住戸部分	共同住宅等住戸部分に準じる				
	非住宅部分	非住宅建築物に準じる				
非住宅建築物	建物全体	(一戸建て住宅＋非住宅建築物)×0.9				
	事務所等 ホテル等 病院等 物販店舗等 学校等 飲食店等 集会所等	100m2以下	144,000	57,000	139,000	55,000
		100m2超 ～ 300m2以下	174,000	69,000	163,000	65,000
		300m2超 ～ 500m2以下	241,000	95,000	230,000	91,000
		500m2超 ～ 1,000m2以下	308,000	123,000	292,000	116,000
		1,000m2超 ～ 2,000m2以下	376,000	150,000	354,000	141,000
		2,000m2超 ～ 5,000m2以下	482,000	191,000	454,000	180,000
		5,000m2超 ～ 10,000m2以下	607,000	242,000	573,000	229,000
		10,000m2超 ～ 20,000m2以下	733,000	293,000	688,000	274,000
		20,000m2超 ～ 40,000m2以下	858,000	343,000	807,000	322,000
		40,000m2超え	見積もりとする	見積もりとする	見積もりとする	見積もりとする
	工場・倉庫等	上記、非住宅建築物料金×0.5				

※1 性能基準等とは、「標準入力法」「主要室入力法」等の評価方法も含まれます。
※ 外皮性能基準(PAL＊)による審査が伴う場合は、上記手数料の「性能基準等」による手数料区分とします。
※ 評価書等を再交付する場合の手数料は、1通に付き、税込み8,000円とします。

- 1 技術的審査手数料を減額するための要件
- (1) 変更申請の場合は、上記手数料額の半額とします。ただし、建物種別や用途、規模等の変更であって、手数料区分が変わる変更や 大部分が再審査となる場合は一端取下げのうえ、再申請(新規手数料)とします。
- (2) 下記の物との併願申請であって、かつ、審査項目及び内容が同一である場合は、主たる申請となるものを除き、税込み10,000円とします。ただし、1)から4)の住宅部分の申請で外皮計算の審査項目及び内容が同一である場合は、上記手数料の半額とします。
- 1) 法第7条、第12条の申請
- 2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律に係る設計住宅性能評価の申請
- 3) 適合証明業務(フラット35S)の申請
- 4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る長期優良住宅建築等計画の申請
- 5) 都市の低炭素化の促進に関する法律に係る低炭素建築物新築等計画の申請
- 2 技術的審査手数料の収納方法
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条又は第36条に基づく認定に係る技術的審査業務規程及び同約款を参照ください。